

第5期消費者基本計画(案)に関する意見

日本生活協同組合連合会
代表理事統括専務 嶋田 裕之

日本生活協同組合連合会では、5年間の消費者行政の骨格を決め、各分野の施策を具体的に進めるための重要な計画として「消費者基本計画」を注視しています。

当会は事業や活動を通じて、組合員の普段の暮らしを支えるとともに、社会が直面するさまざまな問題・課題に向き合い、協同の力で社会的な役割を果たしてきました。今後も「生涯にわたる心ゆたかな暮らし」「安心して暮らし続けられる地域社会」「誰一人取り残さない、持続可能な世界・日本」の実現をめざし、引き続きさまざまな事業・活動に取り組めます。

組合員（消費者）の暮らしがより良いものになるよう、以下の視点を重視し、第5期消費者基本計画（案）に対して、意見を申し述べます。

- ・「消費者基本法に定める基本理念を尊重しつつ、消費者政策の価値規範に関する考え方の転換（パラダイムシフト）」を推進し、「包括的な規制や予防・救済の観点を含めた対策の在り方を検討」することが重要です。
- ・誰もが安心してくらす安全な社会の実現のためには、消費者の「デジタル時代に求められる消費者力」を習得する等の努力だけではなく、各サービスを提供する事業者や消費者行政の司令・調整機能を有する消費者庁をはじめとする各行政機関も大きな役割を持ちます。消費者・事業者・行政の適切な役割分担と連携が必要です。

個別論点については、以下の通り意見を申し述べます。

消費者課題への対応について

1. 消費者政策の価値規範に関する考え方の転換（パラダイムシフト）を踏まえた消費者法制度の再編・拡充に賛成します。今後の体制構築のために、パラダイムシフト後の消費者庁の役割について、計画（案）に加筆してください。

消費者庁では2022年度から、「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」を複数回開催し、消費者政策の価値規範に関する考え方の転換（パラダイムシフト）について検討されてきました。

計画内で指摘されている通り、これまでの後追い・規制一律型の対処では必ずしも十分とはいえません。社会の高齢化やデジタル化が急速に進む中、消費者トラブルは多様化かつ複雑化しており、これまでの考え方から脱する必要があります。すべての消費者が消費者被害から守られ、救済され、安心できる社会の形成に向けて、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的な制度へと転換してください。

また、計画内で言及されている「包括的な規制や予防・救済の観点を含めた対策」については、列挙されている適格消費者団体や特定適格消費者団体、事業者団体等だけではなく「国・行政」の関与が不可欠と考えます。パラダイムシフト後の消費者庁の役割等について具体的に明記してください。【第2章1.(2)】

2. 消費者教育の強化には学校における消費者教育が重要です。文部科学省等と連携し、

充実を図ってください。

消費者法制度のパラダイムシフトにより、これまでの「一般的・平均的・合理的消費者像」を念頭に置いた制度設計からの転換が図られ、現実の消費者が様々な脆弱性を有するという認識のもと、制度の再編・拡充が行われることが示されました。

これにより露見する、判断力等がきわめて脆弱な消費者に対しては、立法や行政機関による保護の強化が必要であるとともに、すべての消費者への消費者教育の強化が必要であり、とりわけ、学校での消費者教育が重要です。消費者が「消費者の脆弱性」を理解し、「デジタル時代に求められる消費者力」を身に付けていくためには、学校教育それも小学生から、その年代に合った金銭教育・消費者教育を受けられるようにすることも重要だと考えます。学校教育での消費者教育分野の充実を図るため、文部科学省をはじめとする関係省庁とのさらなる連携強化や学習を始める年代等の記載もご検討ください。【第3章3.(1)、第4章1.(1)(4)】

3. カスタマーハラスメントという言葉により、消費者が事業者に対する申入れを行う権利が侵害されることのないよう、申入れに対する事業者側の対応力が強化される支援をご検討ください。

消費者が事業者の問題行動に対して行う申入れは、消費者の正当な権利である一方で、消費者からの従業員等に対する暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為（「カスタマーハラスメント」）が問題となっています。

しかし、カスタマーハラスメントという言葉により、消費者が事業者に対して申入れを行う権利の行使が委縮・侵害されることがないようにすることが重要です。対応としては、事業者側で消費者の要求をエスカレートさせないことがまずは求められます。事業者が消費者の申入れに対して適切に対応できるよう、事業者への支援をご検討ください。【第4章1.(4)】

4. 価格転嫁の理解醸成を進めるための消費者への情報提供のあり方と合わせて急激な価格上昇を緩和するための政策的な検討の追記を求めます。

価格転嫁に対する理解の醸成を進めるにあたっては、消費者の知る権利のためにも、行政・事業者側から消費者に対して、値上げの背景や理由、時期等についてわかりやすく丁寧な説明を行う必要があります。情報提供の在り方について追記してください。合わせて、すでに相次ぐ食品や日用品の値上げなどによる家計負担や可処分所得の状況を踏まえて、急激な価格上昇を緩和するための政策的な検討も追記ください。【第4章2.(2)①】

5. 消費者基本計画の進捗状況や取り組みの見直しについて、計画策定後の具体的な経過について記載してください。

2024年12月26日に行われた第450回消費者委員会本会議において、消費者庁より第5期消費者基本計画では「工程表」の作成は行わない旨の発言がありました。第3期及び第4期消費者基本計画には、「消費者基本計画工程表」を年度ごとに作成し、計画の進捗状況を確認するプロセスが明記されてきました。

今回の基本計画では具体的な記載が少なく、取り組みの計画と結果の評価がどのように明らかになるのか不明です。基本計画の進捗状況や取り組みの見直しについて、計画策定後の具体的な経過について記載してください。【はじめに】

6. エシカル消費への理解醸成に当たっては、わかりやすい情報発信を求めます。

消費者のくらしが厳しくなる中で、環境に配慮した商品等への意識が低下していることがうかがえます。SDGsの実現に向けては、消費者を巻き込んだ取り組みが必要です。改め

てエシカル消費を推進するよう、わかりやすい情報の提供や消費者が取り組みやすくなる施策を求めます。【第1章4.(2)】

7. 食品ロスの削減のための食品寄付については、民間のフードバンク運営団体が大きな役割を持ちます。団体への支援を行うことを計画に明記してください。

食品ロス削減の推進について、まず事業者、消費者が食品ロスを出さないよう行動変容を促していくことが前提です。

その上で、食品ロス削減の有効な活用の一つとして、福祉的な視点から、事業者等からの食品の寄附やフードドライブ事業を通じてフードバンク団体、子ども食堂等へ食品提供を促していくことが必要です。また、フードバンク団体が円滑に機能するためには、フードバンク団体の体制強化に加え、生活困窮者の支援施策をはじめとする地域の課題解決につながる社会福祉事業との連携促進等、食品提供の円滑な流れを構築することが重要です。

フードバンク団体等の体制強化支援にあたっては、各団体の体制や規模、活動状況等は様々であり、社会貢献としての役割を踏まえた国の助成支援等、地域で地道に活動している小規模な団体を取り残されることがないように配慮しながら進め、国からの交付金事業により支援を行うことを明記してください。【第4章1.(4)】

食品の安全への対応について

8. 食品の安全性の確保については、「ポジティブリスト制度が導入されているハザード」以外についても計画に明記し、取り組みを進めてください。

「食品の安全性の確保」の項では、いわゆる「ポジティブリスト制度」が導入されている食品添加物、残留農薬等、器具・容器包装の規格基準の策定等に言及しています。規制の枠組みが確立したハザードに対して着実に取り組みを進めていくことも必要ですが、技術の進歩、科学的知見や情報の蓄積、食品を取り巻く環境・状況の変化等に伴う新たなリスクや問題の発生については消費者の関心も高く、安全性確保の面からも重要です。具体的には、細胞培養食品等のいわゆる新規食品に対する定義と規制のあり方の整理や、化学物質分野では比較的风险が高いと思われる汚染物質への対応についても計画に明記し、取り組みを進めることが重要であると考えます。【第4章2.(1)③】

9. 改正食品衛生法の振り返り等について、計画に明記を求めます。

2018年に改正された食品衛生法においては、施行後5年(2025年)を目途とした検討規定が設けられています。改正食品衛生法の振り返りを行った上で将来的な制度の検討を進めることは、食品の安全性確保の観点から極めて重要です。この検討は第5期消費者基本計画の対象期間と重なるため、計画に明記し、適切に実施してください。【第4章2.(1)③】

以上